

児童相談所の移管に向けた検討状況について

〔付議の要旨〕

今般の児童福祉法の改正を受け進めている、児童相談所の移管に向けた検討状況について報告する。

1 主旨

今般の児童福祉法の改正を受け、区は基礎自治体として、児童相談所と子ども家庭支援センターが一体となり、一元的かつ地域の支援を最大限に活用した総合的な児童相談行政を実現するべく、できる限り早期の児童相談所移管を目指す。

特別区長会においては、6月の区長会総会にて、移管を希望する区は、改正法の内容を踏まえ、平成26年度に行った「特別区移管モデル」の具体化検討の再調整やロードマップの作成等を9月末までに行うこととした。

これを受け、現在庁内関係所管による「世田谷区児童相談所移管準備検討委員会」において、児童相談所の移管に向けた検討を進めているので、その検討状況について報告する。

2 検討状況

(1) 児童相談所の開設

① 設置場所

できる限り早期の開設へ向け、開設可能時期、施設規模、併設となる子ども・子育て施設や近接となる梅ヶ丘拠点施設との連携の有効性等を総合的に勘案し、総合福祉センター機能移転後の一部を利用して設置する。

※現在の世田谷児童相談所については、一時保護所や児童養護施設などでの活用を視野に、都からの移譲を求めていく。

②開設時期

平成32年4月以降できる限り早い時期

※開設時期については、特別区間の連携を考慮し、複数区での同時開設を目指す。

(2) 一時保護所の設置

他自治体との広域連携を前提に、区単独で設置する。

(3) 人材の確保・育成

①人材の確保

児童福祉司や児童心理司については、有資格者の新たな採用を含め、計画的に確保していく。また、今回の児童福祉法改正により、医師又は保健師を配置するとともに、弁護士の配置又はこれに準ずる措置については、弁護士会等に協力を依頼する。

②人材の育成

児童相談所への区職員の派遣人数を増加する。特に児童福祉法改正により配置することとなる児童福祉司スーパーバイズ（S V）候補者については、平成29年度より派遣を開始し、区の児童相談所開設まで複数年をかけ経験を積む。

開設当初は、S V相当のスキルのある専門職の派遣について、特別区長会を通じ都に要請する。

（4）国・都への要請等

国は児童福祉法改正の施行後5年を目途として、児童相談所の設置にかかる支援等の必要な措置を講じるとしている。特別区長会を通じ、区として必要な支援及び支援内容の早期提示を国に求めていく。

また、児童福祉法改正の主旨を踏まえ、人的、物的基盤を積極的に援助するよう特別区長会を通じ都に求めていく。

（5）児童相談所設置市事務

児童相談所移管準備検討委員会及び同作業部会にて、里親に関する事務、療育手帳に係る判定事務等14の設置市事務の実施方法等について検討を行う。

3 当面のスケジュール（予定）

平成28年9月上旬	福祉保健常任委員会報告（検討状況）
9月下旬	福祉保健常任委員会報告（具体化検討の再調整・ロードマップ（案））
9月末	特別区長会に具体化検討の再調整・ロードマップ提出
28年度中	総合福祉センター跡利用施設基本構想
29・30年度	総合福祉センター跡利用施設基本設計・実施設計
31年度	総合福祉センター跡改修工事
32年4月以降	施設開設

※特別区間の連携を考慮し、複数区での同時開設を目指す。